

岡山市住生活基本計画の改定に対するパブリックコメント(意見募集)の結果について

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間
令和3年12月8日(水)から令和4年1月12日(水)まで
- (2) 閲覧場所
住宅課、情報公開室、各区役所、各支所、各地域センター、岡山市ホームページ
- (3) 提出方法
ホームページ入力フォーム、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参
- (4) 意見提出先
住宅課

2 意見募集の結果

- (1) 意見提出者数 1団体
- (2) 意見件数 1件
- (3) 意見の概要及び本市の考え方

項目	主な意見の概要	本市の考え方
<p>提言 要望</p>	<p>当法人は岡山市に対し、分譲マンションのあり方について、以下の三つの提言を行なうこととした。</p> <p>一 災害等への備え</p> <p>二 管理組合の持続可能性 (マンションの再生を含めた二つの老いを念頭に、マンションのグランドデザインが描けるかどうか。)</p> <p>三 社会的資産として (自治体を含めマンションを社会的資産と捉えることが重要である。)</p> <p>当法人から岡山市への要望は、次のとおりである。</p> <p>マンション管理適正化法の改正により、自治体の関与ができるようになった。</p> <p>岡山市の場合、今後、築40年以上の分譲マンションが急激に増えてくることが予想され、法改正を受け、国の二つの制度(助言・指導・勧告等及び管理計画認定制度)を活用し、岡山市も管理組合による管理が適正になされるよう、岡山市の分譲マンションの管理水準の底上げの支援等を政策面・制度面等で行っていただきたい。</p> <p>そこで、遅くとも次期「住生活基本計画」までに、マンション施策の条例を策定し、岡山市独自のマンション管理適正化指針を公表していただきたい。</p>	<p>頂きました提言・要望を踏まえ、岡山市としては、マンションの管理主体である管理組合に対し、本計画で定める「岡山市マンション管理適正化指針」の周知を通じて管理水準の底上げを図る等、貴団体を含むマンション管理関連団体とも連携し、マンション管理の適正化を推進してまいります。</p> <p>なお、マンション管理に関する条例制定については、先進都市の状況と市内のマンションの実態を注視しながら検討してまいりたいと考えております。</p>